

委 託 契 約 書 (案)

委 託 名 ニュー寺元ビル内ネットワーク整備業務委託
契約期間 契約締結の日 から 令和7年12月31日まで
履行場所 佐賀県総務部行政デジタル推進課が認める場所
業務内容 ニュー寺元ビル内ネットワーク整備業務委託仕様書のとおり
契約金額 ￥ ー
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ￥ ー)

上記委託業務について、佐賀県（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）との間において、次の条項により契約を締結する。

(総則)

- 第1条 頭書の委託業務の内容は、ニュー寺元ビル内ネットワーク整備業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に定める要件及び条件に従うほか、本契約書に定めるところによる。
- 2 仕様書等に明記されていない事項については、甲乙協議して定める。
- 3 前2項に規定する委託業務の履行の対価は、頭書契約金額とする。

(履行期間)

- 第2条 委託業務の履行期間は、契約締結の日から令和7年12月31日までとする。
- なお、ネットワーク構築・設定、執務室内のLAN整備については、令和7年9月30日までに完了させること。

(権利義務譲渡の禁止)

- 第3条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

(再委託等の禁止)

- 第4条 乙は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について、甲が書面によりあらかじめ承諾したときは、この限りでない。
- 2 前項ただし書きにより、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合、乙は、当該委託に係る業務遂行能力を持ち、第13条第1項第6号に規定する契約解除要件に該当しない者を責任を持って選定することとし、委託先及び委託の範囲について事前に書面により甲に協議しなければならない。
- 3 乙は、前項による協議を行う場合、再委託予定者から甲が定める様式により、暴力団等と関係が

無い旨の誓約書を提出させ、添付しなければならない。

- 4 乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して責任を負担することを条件とし、その旨を乙及び当該委託を受けた者の連名により明記した書面を第2項の協議に係る書面に添付するものとする。
- 5 乙から委託を受けた者はさらに他の第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(委託業務の内容)

第5条 委託業務の内容は、仕様書等のおりとし、乙は委託業務の結果、甲の負担を伴う不良箇所を発見した場合は、甲に報告し、その指示を受けなければならない。

(業務内容の報告、調査等)

- 第6条 乙は、仕様書に定めるところにより甲に業務処理の状況を報告しなければならない。
- 2 甲は、必要があるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は資料等による報告を求めることができる。
 - 3 乙は、前項による請求があったときは、調査に協力し、又は速やかに報告しなければならない。

(物品の貸与)

- 第7条 乙は、甲の貸与する図面その他の書類及び物品類を使用することができる。
- 2 乙は、貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
 - 3 乙は、自己の故意又は過失により貸与品が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、甲が指定する期間内に代品を納め若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

(業務内容の変更等)

- 第8条 甲は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において、委託期間又は委託料を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。
- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

(損害発生時の処理)

第9条 乙は、委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、自己の責任と負担において処理しなければならない。ただし、その損害が甲の責に帰する理由による場合においてはこの限りでない。

(報告、検査及び報告書の引渡し)

第10条 乙は、委託業務が完了したときは、遅滞なく、本契約書及び仕様書等に定めるところにより完了報告書（以下「報告書」という。）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の報告書を受理したときは、受理した日から10日以内に報告書について検査を行うものとし、適当と認めたときはその引渡しを受けるものとする。このとき、甲は乙に対し、検査の立会及び報告書の内容説明を求めることができる。

3 前項の検査の結果、報告書の修補を要する場合は、乙は速やかに所定の修補を行い、甲の再検査を受けなければならない。

(委託料の請求及び支払)

第11条 乙は、委託業務について前条第2項の検査又は第3項の再検査に合格した後、委託料を甲に請求できるものとする。

2 甲は、乙から適正な請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に、乙に委託料を支払うものとする。

3 甲の責に帰する事由により第1項に係る業務委託料が、前項に規定する支払期限までに支払われない場合、乙は、その請求金額につき、遅延日数に応じ年2.5%の割合を乗じて計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(履行遅滞の場合における賠償金)

第12条 甲は、乙の責に帰すべき理由により履行期間内に委託業務を完了しない場合には、その期限の翌日から遅延日数に応じ、契約金額に対し年2.5%の割合で計算した額を遅延損額金として徴収する。

(契約解除権等)

第13条 甲は、乙に次の各号に掲げる事由のいずれかが生じたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 重大な過失又は背信行為があったとき。
- (2) 甲が相当期間を定めて催告した後も乙の債務が履行されないとき。
- (3) 支払いの停止があったとき、又は仮差押、差押、競売、破産、和議開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申し立てを受けたとき。
- (4) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (5) 公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (6) 自己または自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

- イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 甲は、第1項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責を負わないものとする。

（違約金）

第14条 甲は、乙が前条第1項の各号の一に該当したことにより、契約を解除した場合は、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を徴収する。

- 2 前項の場合において、甲は、乙から納付された契約保証金又は契約保証金に代わるものとして提供された担保をもって違約金に充当することができる。
- 3 第1項の規定による違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げない。
- 4 前条第2項の規定により、本契約の最終終了日前に本契約を解除した場合において、損害があるときは、乙はその損害について甲に対し請求することができる。
なお、その金額については甲乙協議にて定める。

※契約保証金免除の場合

第14条 甲は、乙が前条第1項の各号の一に該当したことにより、契約を解除した場合は、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を徴収する。

- 2 前項の規定により甲から請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期間内に支払わなかったときは、乙は期限の翌日から支払った日までの日数に応じてその支払うべき金額に年2.5%の割合で計算した額に相当する金額を甲に支払わなければならない。
- 3 第1項の規定による違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げない。
- 4 前条第2項の規定により、本契約の最終終了日前に本契約を解除した場合において、損害があるときは、乙はその損害について甲に対し請求することができる。
なお、その金額については甲乙協議にて定める。

(仕様書等不適合の場合の修補)

第15条 甲は仕様書等に規定するところにより乙が甲に引き渡すべき成果物（以下「本件成果物」という。）が仕様書等に適合しないことを知ったときは、乙に対しその旨を通知したうえで、期限を定め目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡し（以下「修補等」という）の請求をし、又は修補等に代えもしくは修補等とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の場合においては、そのために契約金額を増額し、又は履行期限を延長することはできない。

3 甲は、第10条第2項の検査又は第3項の再検査の合格の日から1年以内に、第1項に規定する通知をしなかったときは、甲は同項に規定する修補等の請求権を行使することができない。ただし、乙が本件成果物の検査時において、当該不適合を知り又は重大な過失により知らなかったときはこの限りではない。

(契約保証金)

第16条 乙は、この契約の締結と同時に契約保証金〇〇〇円を納付しなければならない。

2 前項の契約保証金には利息をつけない。

3 甲は、乙が契約内容を履行したときに第1項に定める契約保証金を還付するものとする。

4 乙は第1項に定める契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条に掲げる担保を供することができる。

※契約保証金免除の場合

【財務規則115条第3項に該当する場合】

第16条 本契約における契約保証金は、佐賀県財務規則第115条第3項第 号により免除する。

(秘密の保持)

第17条 乙は、委託業務の実施上知り得た情報を他に漏らし又は他の目的に使用してはならない。

2 乙は、業務処理の結果（業務処理の過程において得た記録等を含む。）を他に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

3 甲は、必要があるときは、甲の業務上の内容に関する乙の情報管理の状態を監査し指導することができる。この場合、乙は遅滞なくその指導に従うものとする。

4 本条の規定は、本契約の終了又は解除後も効力を有する。

(個人情報保護)

第18条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第19条 乙は、業務を処理するため甲の情報資産を取り扱う場合は、別記2「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。

(権利の帰属)

第20条 本件成果物は甲の所有とする。

- 2 本件成果物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は、甲に帰属し、乙が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、甲の承諾を受けなければならない。
- 3 甲は、本件成果物を公表することができる。この甲の公表権について、乙はいかなる権利も主張できない。
- 4 委託業務の実施のために使用された甲が所有する資料等の著作権は甲に帰属する。ただし、乙が従前より保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、甲はその使用および複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は乙に帰属する。
- 5 第1項の成果物及び前項の資料等に、乙が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む）が含まれていた場合は、乙に留保されるが、甲は成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償かつ非独占的に利用できるものとする。
- 6 乙は、本条項に違反したことにより、甲及び第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- 7 本条の規定は、本契約の終了又は解除後も効力を有する。

(著作者人格権)

第21条 乙は、甲及び甲の指定する者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

- 2 乙の有する前項所定の著作者人格権を侵害する者がいる場合、甲より請求があったときは速やかに甲の請求にしたがい、当該侵害者に対し、著作者人格権を行使するものとする。

(第三者の権利侵害)

第22条 乙は、甲に対して、報告書が第三者の著作権、工業所有権その他の権利（以下「著作権等」という。）を侵害していないことを保証するものとする。

2 報告書が第三者の著作権等を侵害しているとして、乙と第三者との間に紛争が生じた場合には、乙は、甲に対し、その事実関係を速やかに通知しなければならない。

3 前項の場合、乙は、乙の責任と負担においてこれを解決しなければならない。ただし、当該侵害が甲の責に帰すべき事由による場合はこの限りではない。

(指揮命令等)

第23条 乙は、乙の職員に対する業務の遂行、労働時間、企業秩序の維持・確保等に関する指示等の管理を自ら行い、業務の処理について使用者としての労働関係法規上のすべての責任を負うものとする。

(情報提供等)

第24条 甲は、乙が本契約履行のために必要な県の情報及び資料の提供に協力する。

2 乙は、前項の規定により提供された情報等を委託業務の目的以外に使用してはならない。また、甲が提供した資料は善良な管理のもとに保管し、契約終了までに甲に返還しなければならない。ただし、書面により甲の承諾又は指示があったものについてはこの限りではない。

(契約終了時の業務の引継、移行支援等)

第25条 契約の全部若しくは一部を解除、又は契約期間が終了した場合には、乙は、仕様書に定めるところにより、当該業務を甲が継続して遂行できるよう必要な措置を講ずるか、又は他者に移行する作業を支援しなければならない。

(損害賠償)

第26条 乙は、その責に帰する理由により、この契約の履行に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償をしなければならない。

(費用の負担)

第27条 本契約の締結に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第28条 本契約に関し紛争が生じた場合は、日本の法律を準拠法とし、これに従って解釈されるものとする。また、本契約に関する調停、訴訟等は、佐賀地方裁判所又は佐賀簡易裁判所を専属管轄裁判所とする。

(協議)

第29条 本契約書に定めのない事項又はこの契約の履行について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県総務部行政デジタル推進課 課長 土井 慎一

乙